

## 輸入品の前払金に関する特約条項

甲及び乙は、前払金に関し、次の特約条項を定める。

(前払金)

**第 1 条** 甲は、この特約条項の定めるところに従い、乙に対して前払金を支払うものとする。

(前払金の金額等)

**第 2 条** 前払金は、C & F 価格の範囲内で、B / L 払（船荷証券又は航空貨物運送状により支払う場合をいう。）又は T / T 払（外国製造業者の要求に係る前払金を電信送金により支払う場合をいう。）に基づき支払うものとし、B / L 払又は T / T 払の別、限度額、支払時期及び支払回数は別表のとおりとする。

2 各支払時期に支払う前払金の金額は、乙が対外支払勘定の決済を外貨によって行った場合は当該決済日における決済銀行の公表する電信売相場により換算した円貨額で、円貨によって行った場合は当該円貨額で別表の限度額以内の金額とする。

3 T / T 払を行った後に契約物品の全部又は一部について B / L 払を行う場合の前払金の金額は、当該 B / L 払に係る既に支払った T / T 払の金額を控除した金額とする。

4 前払金は、予算の範囲内において行うものとする。

(前払金の請求)

**第 3 条** 乙は、前払金の支払を受けようとする場合は、前条の規定に従い、第 5 条に規定する前払金の担保の提供を証する書類及び前払金の使途の概要を記載した書類その他甲の指示する書類を添付した支払請求書を甲に提出するものとする。

(前払金の支払)

**第 4 条** 甲は、前条の規定により、乙から前払金の請求を受けたときは、速やかに銀行振込により、乙に対して支払うものとする。

(前払金の担保)

**第 5 条** 乙は、前払金の支払を受けようとする場合は、前払金に対する担保を提供しなければならない。ただし、乙の申請があり甲がその必要がないと認めたときは、担保の提供を免除することがあるものとする。

2 前払金に担保として提供することができるものについては、予算決算及び会計令第 78 条の規定による。ただし、銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証は、連帯保証でなければならない。

3 担保の保証の期間は、前払金が支払われる日から第 9 条の規定により当該前払金が精算される日までの期間とする。

(前払金の目的外使用禁止)

**第 6 条** 乙は、前払金をこの契約の対外支払勘定の決済のため以外の目的に使用し、又は利用してはならない。

2 乙が前払金の支払を受けた場合において、対外支払勘定の決済について円貨の支払を行っていないときは、直ちに円貨の支払を行い、当該支払に係る銀行等の発行する対外支払勘定の円貨による決裁金額を証する書類を速やかに甲に提出しなければならない。

3 乙が、第1項の規定に違反して前払金を使用し、又は利用した場合においては、甲は、期限を指定して、甲が既に乙に支払った前払金の全部又は一部の返納を乙に請求することができる。

4 乙が、返納の日に前項の規定により返納金額を甲に返納しない場合の遅延利息については、一般契約条項の延納金の遅延利息に関する規定を準用する。  
(前払金に関する調査)

**第7条** 甲は、前払金の使用等について必要がある場合は、乙の営業所、工場その他の関係場所において帳簿等の調査を行うことができる。  
(契約金額の変更又は解除による前払金の返納)

**第8条** 甲は、次の各号の一に該当する場所においては、期限を指定して既に支払った前払金のうちそれぞれ当該各号に定める金額の返納を乙に請求するものとする。

(1) 契約変更(契約の一部解除を含む。)により契約金額の減額が行われた場合において、T/T払に係る前払金については、甲が既に支払ったT/T払の前払の金額が、B/L払に係る前払金については、甲が既に支払ったB/L払の前払の金額及び部分払の金額の合計額が、それぞれの契約変更後の前払金の限度を超えることとなったときは、当該それぞれの超過金額とする。

(2) 契約の全部が解除された場合においては、甲が既に乙に支払った前払金の全額とする。

2 前項の規定による前払金の返納に際しては、乙は、甲が乙に前払金を支払った日の翌日から返納の日までの日数に応じ、当該返納金に対し前払金を支払った日の翌日時点における財務省告示による国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣の定める率を乗じて計算した金額を利息として甲に支払わなければならない。

3 乙が、指定された期限までに返納金額(第1項の規定による返納額に前項の規定による指定された期限までの利息を加えた金額をいう。)を甲に返納しない場合の遅延利息については、一般契約条項の延納金の遅延利息に関する規定を準用する。  
(前払金の精算方法)

**第9条** 前払金の精算は、乙が契約物品の全部の納入を完了し、甲が代金を支払う際に前払金の金額を当該代金に充当することによって行うものとする。ただし、部分払に関する特約のある場合においては、次の各号によるものとする。

(1) T/T払に係る前払金の精算については、前払金の総額に品目別内訳の金額を基礎として計算した当該部分の金額と品目別内訳に掲げる金額の合計との比率を乗じて得た金額(第2条の別表に別段の定めのあるときは、同表に定める金額)を当該既納部分に対する部分払の金額に充当することによって行うものとする。

(2) B/L払に係る前払金の精算については、甲が既に乙に支払ったB/L払の金額を当該部分払をする金額(T/T払に係る前払金が支払われている場合は、当該T/T払に係る前払金の精算を行った後の金額)に順次充当することによって行うものとする。

(前払金の担保の返還等及び取立て)

**第 10 条** 乙は、前条の規定により前払金が精算された場合は、精算された金額に応じて、第 5 条に規定する前払金の担保の返還を請求し、又は保証状の書替えその他担保金額を減少するための措置をとることができる。

**2** 甲は、第 8 条の規定により乙が返納すべき金額を返納しない場合は、乙が提供している担保により返納すべき金額に相当する額の取立てを行うものとする。

(条件変更と契約金額の変更)

**第 11 条** 第 2 条の別表が変更されることにより、前払金の総額が増額される場合は、当該増額分に標準実績金利率を乗じて計算した額を契約金額から減額する措置をとるものとする。

**2** 代金の確定に関する特約(特定費目にかかわるものを含む。)が付されている場合において、第 6 条第 3 項若しくは第 8 条の規定による前払金の返納又は納期の変更若しくは猶予、納入の遅滞、第 2 条の別表に定める総額、支払回数、支払時期及び各支払時期に支払う前払金の金額、第 9 条の規定による前払金の精算方法その他前払金に関し計算価格の計算に際し前提となった条件でこの契約に定められているものの変更があったときは、確定計算価格又は実績価格の計算に際して必要な調整を行うものとする。

**3** 第 1 項に規定するもののほか、前払金の返納又は条件の変更を理由として契約金額を変更しないものとする。

別 表

T/T払及び B/L払の別	前払金限度額	支払時期	支払回数
T/T払	円	年 月を目途とする。	回以内
B/L払	円	年 月を目途とする。	回以内
合 計	円		